

追加受付

## 令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

宇多津町

宇多津町に測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

### 対象事業者

- 令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者（①新規申請）
- 同名簿に登載されているが、新たな業種（又は営業所）を追加しようとする事業者（②追加申請）

### 登録が必要な業種

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

### 用語の定義

町内業者・・・宇多津町内に本社（本店）がある者

県内業者・・・香川県内に本社（本店）がある者

県外業者・・・香川県以外に本社（本店）がある者

営業所・・・本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含む

### 有効期間

入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

### 申請受付期間

1 受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）

2 受付場所 宇多津町役場 総務課（本館3階）

※原則郵送でご提出ください。【令和8年2月6日（金）必着】

【宛先】〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町役場総務課 入札参加資格審査申請係

## 結果の公表

審査結果は、令和8年4月1日に町ホームページに掲載します。個別の通知はいたしません。

### 申請書の提出方法

#### ①新規申請

フラットファイルに綴じて提出してください。

提出部数	1部
ファイル	フラットファイル（ <b>黄色などのイエロー系</b> 、A4判）
綴り方	<ul style="list-style-type: none"><li>「チェックリスト」に掲げる順番に綴じこんでください。（チェックリストは一番上にし、綴じてください。）</li><li>提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付し、また、大きい場合は、折込み、縮小コピー等により対応してください。</li><li>ファイルの<b>背表紙下段に商号又は名称</b>を記載してください。（上段は、空けておいてください。）</li></ul>

#### ②追加申請

透明なクリアファイルに挟み込んで提出してください。

提出部数	1部
ファイル	クリアファイル（透明、A4判）
綴り方	<ul style="list-style-type: none"><li>「チェックリスト」に掲げる順番に書類を並べ、2穴パンチで書類の左側に穴を開けた書類を挟み込んでください。</li><li>提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付してください。コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一してください。</li></ul>

### 委任営業所について

#### 【県内業者】

委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

#### 【県外業者】

本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

## 提出書類(①新規申請)

(○：全業者 △：該当業者のみ ×：不要)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
	チェックリスト	○	○	○	○	○	・他の書類と同じく扁平ファイルに綴じること
①	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	・県内業者用と県外業者用の様式が異なるので注意 ・委任する営業所がある場合は、支店・営業所情報を記載すること
②	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
③	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
④	技術職員総括表 (資格別人数)	○	○	○	○	○	・作成基準日：令和7年11月1日現在
⑤	技術職員一覧表 (香川県内)	○	○	×	○	×	・作成基準日：令和7年11月1日現在 ・香川県内で勤務する技術職員を記入すること ・資格の確認ができるよう免許証、資格証等、資格を証明できるもの(コピー)を添付すること
⑥	技術者経歴書(全技術者) ⑤が全技術者の場合は不要	△	△	○	△	○	・国土交通省申請様式「技術者経歴書」(中央公契連統一様式)により作成すること(国土交通省提出分のコピーで可)
⑦	委任状(原本)	×	×	×	△	△	・委任する営業所がある場合のみ ・指定様式(様式2)
⑧	納税証明書【国税】 (完納証明書、コピー可)	○	○	○	○	○	・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・電子納税証明書(PDF)ファイルを印刷したものでも可 ○法人の場合(様式その3の3) ・「法人税」及び「消費税および地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書 ○個人の場合(様式その3の2) 「所得税」及び「消費税および地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書
⑨	納税証明書【県税】 (完納証明書、コピー可)	○	○	×	○	×	・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・香川県内に申請する営業所がある場合のみ ・注1参照
⑩	納税証明書【町税】 (完納証明書、コピー可)	○	×	×	△	×	・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・宇多津町内に申請する営業所がある場合のみ ※発行には、法人等の代表者印と受領者の本人確認書類(運転免許証等写真が貼付された書類)が必要(交付手数料300円)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (現況報告書) (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません</li> <li>国土交通省地方整備局提出したものの写し（受付印不要）</li> <li>提出日を余白に記入すること</li> </ul>
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録が無い場合でも申請できます</li> <li>国土交通省地方整備局の受付印があるもの（未返却の場合は提出日を余白に記入すること） <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請業種「土木」 →建設コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> <li>○申請業種「地質」 →地質コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> <li>○申請業種「補償」 →補償コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> </ul> </li> </ul>
⑬	商業登記簿謄本 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ</li> <li>申請日前3ヵ月以内に発行されたもの</li> <li>法人のみ</li> </ul>
⑭	業務経歴書（1年分） (コピー可)	△	△	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外業者は提出不要</li> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ (※⑪、⑫の書類がある場合でも「建築」を申請する場合は、建築の業務経歴書を提出すること)</li> </ul>
⑮	財務諸表（1年分） (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ</li> </ul>
⑯	登録証明書 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要）</li> <li>測量業者については、⑪の書類を提出する場合は書略可能</li> <li>申請日前3ヵ月以内に発行されたもの</li> </ul>
⑰	社員に対する人権・同和教育等実施状況調	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定様式（様式5）</li> </ul>

## 提出書類(②追加申請)

(○：全業者 △：該当業者のみ ×：不要)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
	チェックリスト	○	○	○	○	○	・他の書類と同じくクリアファイルに挟み込むこと
①	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	・県内業者用と県外業者用の様式が異なるので注意 ・委任する営業所がある場合は、支店・営業所情報を記載すること
②	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
③	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	・登録済みの業務を含めて記入すること
④	技術職員総括表 (資格別人数)	○	○	○	○	○	・作成基準日：令和7年11月1日現在
⑤	技術職員一覧表 (香川県内)	○	○	×	○	×	・作成基準日：令和7年11月1日現在 ・香川県内で勤務する技術職員を記入すること ・資格の確認ができるよう免許証、資格証等、資格を証明できるもの(コピー)を添付すること
⑥	技術者経歴書(全技術者) ⑤が全技術者の場合は不要	△	△	○	△	○	・国土交通省申請様式「技術者経歴書」(中央公契連統一様式)により作成すること(国土交通省提出分のコピーで可)
⑦	委任状(原本)	×	×	×	△	△	・委任する営業所がある場合のみ ・指定様式(様式2)
⑧	納税証明書【国税】 (完納証明書、コピー可)	×	×	×	×	×	不要
⑨	納税証明書【県税】 (完納証明書、コピー可)	×	×	×	△	×	・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・県外業者で香川県内に申請する営業所を追加する場合のみ ・注1参照
⑩	納税証明書【町税】 (完納証明書、コピー可)	×	△	×	△	×	・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・宇多津町内に申請する営業所を追加する場合のみ ※発行には、法人等の代表者印と受領者の本人確認書類(運転免許証等写真が貼付された書類)が必要(交付手数料300円)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (現況報告書) (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請業種「測量」を追加申請する場合のみ</li> <li>申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません</li> <li>国土交通省地方整備局提出したものの写し(受付印不要)</li> <li>提出日を余白に記入すること</li> </ul>
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録が無い場合でも申請できます</li> <li>国土交通省地方整備局の受付印があるもの(未返却の場合は提出日を余白に記入すること) <ul style="list-style-type: none"> <li>申請業種「土木」 →建設コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> <li>申請業種「地質」 →地質コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> <li>申請業種「補償」 →補償コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> </ul> </li> </ul>
⑬	商業登記簿謄本 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ</li> <li>申請日前3ヵ月以内に発行されたもの</li> <li>法人のみ</li> </ul>
⑭	業務経歴書(1年分) (コピー可)	△	△	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外業者は提出不要</li> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ (※⑪、⑫の書類がある場合でも「建築」を申請する場合は、建築の業務経歴書を提出すること)</li> </ul>
⑮	財務諸表(1年分) (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪、⑫の書類がない場合のみ</li> </ul>
⑯	登録証明書 (コピー可)	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出(これ以外の登録に関する証明書は不要)</li> <li>測量業者については、⑪の書類を提出する場合は書略可能</li> <li>申請日前3ヵ月以内に発行されたもの</li> </ul>
⑰	社員に対する人権・同和教育等実施状況調	×	×	×	×	×	不要

## 注1

県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表社印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。詳しくは、県のホームページを確認してください。

### ○香川県税証明書発行の受付窓口（受付時間：土、日、祝日を除く8時30分～17時）

担当窓口	住 所	電話番号
香川県税事務所	高松市松島町1-17-28	087-806-0306
中讃税務窓口センター	坂出市江尻町1355	0877-46-0421
東讃県民センター	さぬき市津田町津田930-2	0879-42-1370
小豆県民センター	小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	0879-62-2266
中讃県民センター	善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-9610
西讃県民センター	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-5200

### ＜その他の注意事項＞必要書類⑪～⑯について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。

（下表参照。建築を除く）

申請業種	登録がある業者	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）写し ＊ 国土交通省の受付印は不要 ＊ 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式（建設コンサルタント登録規程）	・⑬商業登記簿謄本（写し） ・⑭業務経歴書 （申請する業種ごとに必要） ・⑮財務諸表（複数業種を申請する場合でも1部で可）
地質	現況報告書一式（地質コンサルタント登録規程）	
補償	現況報告書一式（補償コンサルタント登録規程）	

### 建築を申請する場合の注意点

#### 1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、「測量」「土木」「地質」「補償」のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑬、⑭、⑮の書類が必要です。

#### 2. ⑪測量法第55条の8の規定に基づく書類や、⑫各登録規定第7条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築にかかる⑭業務経歴書を提出してください。（⑬商業登記簿、⑮財務諸表は不要）